

高齢者向け優良賃貸住宅・
地域優良賃貸住宅(高齢者型)

入居のご案内



好きです。この国。この住まい。 **栃木県住宅供給公社**

高齢者向け優良賃貸住宅について

「高齢者向け優良賃貸住宅」とは高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅について、栃木県又は宇都宮市(以下県又は市とする)が認定した民間賃貸住宅に建設費や家賃の一部を助成し、入居者の家賃負担が軽減される住宅です。

また、この制度に認定された民間賃貸住宅は栃木県住宅供給公社が住宅の管理を認定事業者(建主)から受託し、入居者募集、選定、契約、家賃徴収等の管理業務を行うものです。なお、平成23年10月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正法の施行に伴い、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度は廃止されましたが、これまで認定された高齢者向け優良賃貸住宅の管理等は従来通りの取り扱いとなります。

地域優良賃貸住宅について

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯への良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅等の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度です。

目 次

申込資格	3
契約家賃等について	4
家賃補助・収入調査	5
緊急時対応サービスの契約について	5
所得月額の計算方法	6
収入等の定義と各種控除	8
世帯あたり所得の算出例	10
高齢者向け優良賃貸住宅・地域優良賃貸住宅(高齢者型)申込書	11
アンケートに御協力ください	12
日常生活自立状況申立書	13
申込みに必要な書類	15

申込資格

申込者の資格

申込者は、次の各号に掲げる条件を全て備えている方となります。

- (1) 申込本人が60歳以上(申込時)の単身者であるか、申込者が60歳以上で同居者が配偶者(婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予定者を含む)若しくは60歳以上の親族であること。

・内縁関係にある方

住民票で現に同居していることが確認でき、戸籍謄本で他に婚姻関係が無いことが確認できる方。

・婚約者の方

入居日から14日以内に同居可能で婚約証明書及び同居誓約書(別紙様式参照)により証明できる方。

⑨ 公社が指定する時期までに入籍後の住民票謄本を提出していただきます。

- (2) 入居者及び同居者が、入居時において自立した日常生活を営むことができるものであること、又は一方の支援によって日常生活を営むことができるものであること。

・同居しようとする親族

同居親族の範囲は民法規定の6親等以内の血族、配偶者(含内縁)、3親等以内の姻族および婚約者までとなります。

⑩ 家族を不自然に分割・合併してのお申込は出来ません。また、申込受付後の同居親族の変更は、死亡等を除き認められません。

- (3) 家賃を支払うことのできる方。
(4) 賃貸借契約時に敷金を納入できる方。
(5) 連帯保証人1名と身元引受人1名を立てられる方。
(6) 申込者本人及び同居しようとする親族が暴力団員でない方

申込の無効・失格

次の場合、申込を無効とします。

(申込受付後や抽選による当選・補欠となった場合

でも失格となります。)

- (1) 公社の申込審査に適合しない場合
(2) 家族を不自然に分割又は合併した場合
例：①両親の一方と同居する申込
②夫婦を分割しての申込
(3) 重複申込(1世帯で2通以上の申込)をした場合
(4) 申込書その他の提出書類の不備やその催促(公社が指定する日までの提出)に遅れた場合
(5) 申込書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき
例：①申込書記載の家族は、全員同時に公社指定日に入居できること
②申込後、同居家族の変更は認められません
③婚約者の変更も認められません
④入居時点で単身になった場合には入居できません
(6) 記載事項等の不十分なもの、判別し難いもの及び記載もれの申込
(7) 公社所定の申込書以外の用紙による申込

入居について

賃貸借契約書記載の入居日から14日以内に入居し、入居後速やかに住民票謄本を提出していただきます。

敷金

敷金を賃貸借契約締結時までに支払っていただきます。なお、敷金に利子はつきません。敷金は物件により、家賃の3ヶ月分以内となります。パンフレットを参照下さい。

入居者が納める納入金と納入方法

入居者負担額 } 公社の指定する金融機関に、口座振替の方法により納入していただきます。(法人からの入金 はできません。)
駐車場使用料 }
共 益 費 }

※緊急通報サービス利用料金は別途負担

契約家賃等について

家賃

住宅の家賃は、認定事業者と入居者とが結ぶ賃貸借契約により決定しますが、経済情勢変動等による場合、※県又は市と協議し、改定される場合があります。

入居者負担額

入居者負担額とは、家賃の一部として入居者が実際に支払う額です。家賃と入居者負担額の差額については、国と※県又は市とが補助する家賃対策補助金により助成されます。ただし、新築から10年間です。



賃貸借契約

建物は、国と県又は市が認定した高齢者向け優良賃貸住宅のため賃貸借契約は申込者個人と認定事業者との間で契約を締結していただきます。(法人契約はできません。)

賃貸借契約締結にあたっては、原則として下記の資格を満たす連帯保証人1名、身元引受人1名を立てていただきます。※入居する住宅で借家人賠償責任保険に加入していただきます。

●連帯保証人は原則として次の条件を満たす1名が必要です。

- ① 親族で契約者と同等の収入を有し県内在住の人で前年分の所得証明書及び登録印鑑証明書を添付出来る方。
- ② 日本国籍の方、又は外国人。(永住許可を受けていて外国人登録をしている方。)
- ③ 同住宅の入居者の連帯保証人をされていない方。

●身元引受人は親族で県内在住の者1名とする。

- ・身元引受人
- 身元引受人の条件として、入居者の緊急時及び

入居者が自立して日常生活を営めなくなった場合、公社と連絡が取れる方で入居者の退去時に家財道具及び身柄の引き取り等ができる方。

共益費

共用部分等の維持管理、その他共通の利便を図るための費用として、共益費を毎月お支払いいただきます。

(1) 共益費の用途

電気、電球、共用水栓の水道料、塵芥処理費、屋内外の雑排水管清掃費、樹木手入れ、その他共同使用・利益を受ける維持管理に要する費用です。また、エレベーターの動力費等の維持管理費があります。

- (2) 各住戸の玄関前の廊下等の清掃、団地内の清掃は、入居者の方々が自主的に行っていただきます。
- (3) 物価の変動、人件費の高騰、並びに収支状況に応じた共益費の改定がありますのでご了承ください。

駐車場

土地所有者と賃貸借契約を結んでいただきます。

●駐車場の使用申込者の資格及び制限

- ① 当該団地の入居者であること
- ② 申込ができる車両は、自家用車で当該団地の入居者が現在使用している車両であること
- ③ 車両の大きさは、駐車場の使用に支障のないもの
- ④ 個人タクシー、トラック等の事業用車両は、使用できません。
- ⑤ 賃料等、駐車場使用料を支払うことのできる方
- ⑥ 団地内では、有料駐車場以外は使用できません。
- ⑦ 駐車場が無い団地もありますので当公社に確認して下さい。

口座振替

賃料の口座振替は、足利銀行のみとなります。御了承下さい。

家賃補助・収入調査

家賃に係る入居者負担額及び家賃対策補助金

$$\text{家賃} = \text{入居者負担額} + \text{家賃対策補助金}$$

家賃対策補助金(以下「補助金」という。)とは、入居者負担額を軽減するため、家賃と入居者負担額との差額を県又は市と国が補助するものです。(新築から10年間)

- 当初入居者負担額は、資格審査で所得証明書等の収入を証明する書類に基づき、あなたの世帯を所得階層区分のいずれにあてはまるかを決定します。

収入調査について

補助金を受けるために毎年1回収入調査を行います。各入居者世帯が収入基準のいずれにあてはまる

かを判定し、補助金額を決定します。(入居者負担額決定)従いまして、入居者の毎年の公社の収入調査に対しその前年の収入を証明するため、収入報告書を提出していただき※県又は市はこの報告をもとに審査を行い補助金額を決定いたします。ただし、入居者の世帯収入が一定額を超えた場合には、補助金減額又は打ち切りの対象となります。また、入居者が毎年指定された期限までに必要書類を提出しないときは、この補助を受けることは出来ません。

入居者負担額



収入調査 毎年7月頃



※収入に見合った所得階層区分が認定されます。

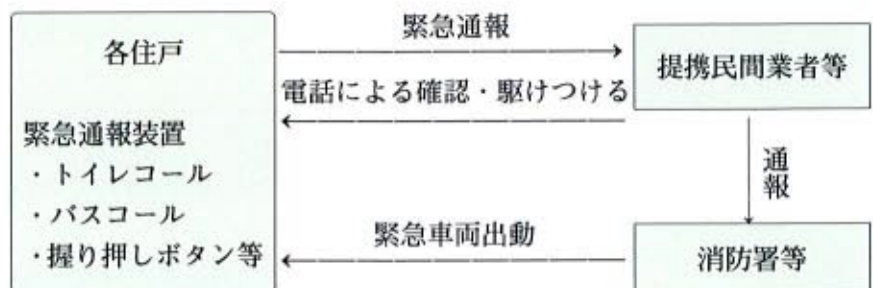
収入調査結果区分 毎年12月1日から適応

緊急時対応サービスの契約について

参考例 団地により異なります。(申込時にご確認ください。)

緊急時対応サービスとは、認定事業者と提携する民間事業者が緊急通報装置を住宅に設置し、24時間万が一に備えるシステムです。

- (1) 入居者ご自身が直接、提携民間事業者と契約をしていただきます。(月々の利用料及び緊急出動費用は入居者の負担です。)
- (2) 電話回線(固定電話)の契約を各自電話会社と入居前に行ってください。
- (3) なお、電話回線を利用しない団地もありますので当公社に確認して下さい。



所得月額額の計算方法

所得計算は次の図表のⅠ～Ⅳの順に説明をよく読みながら のなかに計算結果を記入していきますと、Ⅳであなたの世帯の所得月額が判明します。

Ⅰ あなたの世帯の収入が次の表の区分番号1～7のいずれかに該当するのを確認したのち、それぞれの計算方法にしたがい年間総収入金額あるいは年間総所得金額を算出してください。(今年7月応募の場合)

今年度 市民税・県民税 課税証明書			
前年	住所	氏名	
前年			
所得金額(前年分)	所得控除額(前年分)	課税額	交付金
給与支払金額	Y 5,040,000	Y 0	Y
所得金額	Y 3,492,000	Y 0	Y
給与所得	Y 3,492,000	Y 624,176	Y

●給与収入のみの方……前年分の給与所得の源泉徴収票
●事業所得など給与収入のみ以外の方……前年分の確定申告書の金額

前年分 給与所得の源泉徴収票			
支払金額	支払金額	源泉徴収金額	内訳
5,040,000	3,492,000	1,321,176	
0	0	0	

所得金額	区分番号	金額
3,492,000	1	3,492,000
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	合計	3,492,000

収入の種類	区分番号	あなたの勤務事業等の状態	年間総収入金額あるいは年間総所得金額の計算方法	端数整理	
年金の方	1	公的年金等	前年1月1日から12月31日までの年金額	端数整理をしない	
	給料等の収入の方	2	現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、引き続き現在まで勤務している方	前年中の支払い給与の総額(税金、社会保険料を差し引かない金額) *ただし、病気などで休職し1ヵ月以上収入がなかった月がある場合は、次の方法で年収指定金額を算出してください。 $\frac{\text{年収} - (\text{ボーナス})}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$	左の区分番号2～4までの年間総収入金額を次により端数整理をしてください。 年間総収入が ア 1,628,000円未満 6,600,000円以上 } は 端数整理しないでⅡ、Ⅲ、Ⅳへ進む。 年間総収入が イ 1,628,000円以上 6,600,000円以下 } は 次により端数整理してⅡ、Ⅲ、Ⅳへ進む。 総収入金額 = <input type="text"/> 4,000 → (小数点以下を切り捨てる) <input type="text"/> × 4,000 = <input type="text"/> (例) 2,979,369 = 744(744.84245) 4,000 744 × 4,000 = 2,976,000
		3	現在の勤務先に前年1月2日～今年6月30日までの間に就職し、現在まで勤務している方	前年7月1日から今年6月30日までの間に得た給与の合計金額(税金、社会保険等を差し引かない金額) *ただし、病気などで休職し1ヵ月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で年収指定金額を算出してください。 $\frac{(\text{前年7月} \sim \text{今年6月の収入}) - (\text{ボーナス})}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$	
		4	現在の勤務先に前年7月1日以降に就職し、現在までに1年にならない方 前年6月就職などで実際に給料などを受給していない方	次ぎの方法で年収推定金額を算出してください。(就職日が月の途中で、その月の収入が1ヵ月分満たない時は、翌月から計算してください。) $\frac{\text{就職月} \sim \text{今年6月の収入} - (\text{ボーナス})}{\text{就職月} \sim \text{今年6月の働いた月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$ 固定給 × 12	
事業等の収入の方	5	前年1月1日以前から現在まで同じ事業をしている方	前年中の所得金額(売上等から必要経費等を差し引いた金額) *ただし、病気などで休業して1ヵ月以上収入のなかった月がある場合は、次ぎの方法で年収指定金額を算出してください。 $\frac{\text{年収(所得)}}{\text{営業した月数}} \times 12$	左の区分番号5～7は端数を整理をしないでⅢ、Ⅳに計算を進めてください。	
	6	前年1月2日～の今年6月30日まで間に事業を始めた方	前年7月1日から今年6月30日までの間に得た所得の合計金額(売上等から必要経費等を差し引いた金額) *ただし、病気などで休業して1ヵ月以上収入がなかった月がある場合は、次ぎの方法で年収指定金額を算出してください。 $\frac{\text{前年7月} \sim \text{今年6月の所得収入}}{\text{営業した月数}} \times 12$		
	7	今年1月2日以降に事業を始め、現在までに1年にならない方	次ぎの方法で年収推定金額を算出してください。 $\frac{\text{開業月} \sim \text{今年6月の所得収入}}{\text{開業月} \sim \text{今年6月の営業月数}} \times 12$		

※1. 給与等の収入の方の総収入金額は、「源泉徴収票」の「支払金額」です。
2. 事業等の収入の方の所得金額は、「確定申告書」の一面⑨の金額です。

II 年間総収入金額から所得金額を計算してください。
Iの収入の種類が区分番号1～4に該当する方

(1) 年金の方

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計金額	所得金額になおす算式
65歳未満の方	700,000円以下	0円とする
	700,001円から1,299,999円まで	年金の金額-700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	年金の金額×0.75-375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	年金の金額×0.85-785,000円
	7,700,000円以上	年金の金額×0.95-1,555,000円
65歳以上の方	1,200,000円以下	0円とする
	1,200,001円から3,299,999円まで	年金の金額-1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	年金の金額×0.75-375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	年金の金額×0.85-785,000円
	7,700,000円以上	年金の金額×0.95-1,555,000円

(2) 給与の方(端数整理後の金額)

年間総収入	所得の計算式
651,000未満	0円とする
651,000円以上1,619,000円未満	総収入金額 [] 円 - 650,000円
1,619,000円以上1,620,000円未満	969,000円とする
1,620,000円以上1,622,000円未満	970,000円とする
1,622,000円以上1,624,000円未満	972,000円とする
1,624,000円以上1,628,000円未満	974,000円とする
1,628,000円以上1,804,000円未満	総収入金額 [] 円 × 0.6
1,804,000円以上3,604,000円未満	総収入金額 [] 円 × 0.7 - 180,000円
3,604,000円以上6,600,000円未満	総収入金額 [] 円 × 0.8 - 540,000円
6,600,000円以上10,000,000円未満	総収入金額 [] 円 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円以上20,000,000円未満	総収入金額 [] 円 × 0.95 - 1,700,000円
上記計算式により算出した所得金額 [] 円	

III 所得金額から差し引くための控除金額を計算してください。計算にあたっては次頁の「各種控除について」を参照し、世帯の状態にあわせて該当するものを計算してください。

符号	控除の種類	控除の内容及び金額	
1	親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族(収入の有無にかかわらず控除されます) 380,000円×[]人=	(イ) 万円

2	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の老人控除対象配偶者がいるとき 100,000円×[]人=	万円
	老人扶養控除	扶養家族のうち年齢70歳以上の老人扶養者がいるとき 100,000円×[]人=	万円
3	障害者控除	障害者がいるとき 270,000円×[]人=	万円
4	特別障害者控除	特別障害者がいるとき 400,000円×[]人=	万円
5	寡婦・寡夫控除	所得がある寡婦または寡夫 270,000円×[]人= ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除	万円
			合計 (ロ) 万円

親族控除金額(イ) 該当する控除金額(ロ) 控除額合計金額(ハ)

[] 万円 + [] 万円 = [] 万円

IV 世帯の所得月額の方法

世帯の所得金額

本人の所得金額 [] 円 + 家族の所得金額 [] 円 - 控除額合計金額 [] 円 = [] 円 ÷ 12 = 世帯の所得月額 [] 円

収入等の定義と各種控除

1. 定義

収入とは	(1) 給料等による収入…給料、賃金、ボーナスなどの総収入です。例えば、会社員・店員・日雇労働者・パート・事業専従者などの収入をいいます。 (2) 事業時による収入…事業所得、利子所得、配当所得、雑所得(公的年金を含む。)などの所得をいいます。例えば、自営業、サービス業・外交員等の収入をいいます。
収入としないもの	(1) 次の収入は0円とし、収入とはなりません。 ①仕送り ②増加恩給(これに併給される普通恩給を含む。) ③遺族及び障害を支給事由とする年金 ④失業給付金 ⑤労災保険の各種給付金 ⑥生活扶助料等の非課税所得 (2) 過去に収入があっても現在失業中は0円とみます。 (3) 現在は収入があっても、入居日までに退職することが申込時に確定しておりかつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職月を記入の上収入を0円とすることができます。
世帯に収入のある方が2人以上いる場合	入居する方全員の所得金額を個別に算出して合算します。
家族数とは	$\text{家族数} = \text{申込者本人} + \text{同居親族数} + \text{入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)}$ * 出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、同居または扶養親族とはなりません。
遠隔地扶養とは	所得税法に基づいた扶養家族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

2. 各種控除について

世帯の所得金額から次の控除金額を差し引いてください。1の親族控除は、控除されるすべての世帯に該当します。

2～7の控除は、あなたの世帯に老人扶養親族、特定扶養者、障害者、特別障害者、寡婦、寡夫がいる場合には1の親族控除に合わせてさらに該当する控除をすることができます。

符号	控除の種類	控除金額	控除を受けられる人	備考
1	親族控除	1人につき 38万円	申込者本人を除く入居しようとする親族で同居及び同居しようとする人ならびに所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人(胎児は資格審査日までに出生予定に限ります。)	

2	老人扶養控除	1人につき 10万円	申込みのとき所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	
3	障害者控除	1人につき 270,000円	次の(1)～(8)のいずれかにあてはまる人 (1)心神喪失の状況にある人……特別障害者となります。 (2)精神衛生鑑定医などから精神薄弱者と判定された人。このうち重度と判定された人は特別障害者となります。 (3)精神に障害がある人で厚生労働大臣又は都道府県知事からその障害の程度が国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の程度と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人……このうち、障害の程度が国民年金及び厚生年金及び厚生年金の1級の人は、特別障害者となります。 (4)身体障害者手帳の交付を受けている人(身体障害者福祉法第4)。このうち1級又は2級の人は特別障害者となります。 (5)戦傷病者手帳の交付を受けている人(戦傷病者特別援護法第4)。このうち恩給法別表1号表の二の特別項症から第3項症までの人は特別障害者となります。 (6)原爆被爆者のうち、その負傷又は疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている人……特別障害者となります。 (7)常に就床を要し、複雑な介護をする人……特別障害者となります。 (8)年齢65歳以上で、その障害の程度(1)から(4)までに該当する人と同程度であることの福祉事務所長の認定を受けた人。このうち(1)から(4)までの特別障害者と同程度の障害のある人は特別障害者となります。	(7)の特別障害者控除を受ける人は、(6)の障害者控除を重複して受けることはできません。 (5)とは重複して受けることができます。
4	特別障害者控除	1人につき 400,000円		
5	寡婦・寡夫控除	1人につき 270,000円	申込本人又は同居親族が配偶者と死別し、又は、離婚してから婚姻していない人、もしくは配偶者の生死が3年以上不明である人。 寡婦 次のいずれかにあてはまる人。 (1)扶養親族か、又は生計を一にする子(下記★参照)がある女性。 (2)年間所得が500万円以下の女性、この場合扶養親族・子のいない人もあてはまりますが、離婚した人は除きます。 寡夫 年間所得が500万円以下で生計を一にする子(下記★参照)がある男性。 ★「生計を一にする子」には他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族になっていたり、所得金額が38万円を超える子は含まれません。 ★「配偶者」「婚姻」「離婚」は民法上の規定によるものをいいますから、いわゆる内縁関係によるものは含まれません。	寡婦・寡夫控除に該当する人に所得のある時に限り控除できます。 ただし、所得が控除額未満(寡婦寡夫27万円未満)の場合は、その所得額まで控除できます。

世帯あたり所得の算出例

例1 公的年金による収入のみの単身者

A. 年間所得金額

【申込本人：67歳の場合】

2,100,000円	公的年金 月額17万5千円×12ヶ月
- 1,200,000円	年金の基礎控除
900,000円	…A = 年間所得額

B. 所得月額

A	B
900,000円	÷12ヶ月
↓	
75,000円	…所得階層区分 I

例2 給与所得と公的年金による収入の二人世帯

A. 年間所得金額

【申込本人：65歳の場合】

4,500,000円	給与収入(端数整理後)
×0.8 - 540,000円	給与所得の基礎控除
3,060,000円	…A1
1,440,000円	公的年金 月額12万円×12ヶ月
- 1,200,000円	年金の基礎控除
240,000円	…A2

【同居者60歳の場合】

年金・所得ともなし

A1 + A2 が世帯あたりの年間所得合計

B. 控除額

親族控除：38万円(同居者分)

380,000円 …B = 控除額の合計

C. 世帯所得月額

A1 + A2	B
(3,300,000円 - 380,000円)	
÷12ヶ月	
↓	
243,333円	…所得階層区分 高齢者向け優良賃貸住宅VI 地域優良賃貸住宅(高齢者型)VII

例3 給与所得による収入のみの二人世帯

A. 年間所得金額

【申込本人：62歳の場合】

6,000,000円	給与収入(端数整理後)
×0.8 - 540,000円	給与所得の基礎控除
4,260,000円	…A1

【同居者61歳の場合】

600,000円	給与所得 月額5万円×12ヶ月
- 600,000円	給与所得の基礎控除
0円	…A2

A1 + A2 が世帯あたりの年間所得合計

B. 控除額

親族控除：38万円(同居者分)

380,000円 …B = 控除額の合計

C. 世帯所得月額

A1 + A2	B
(4,260,000円 - 380,000円)	
÷12ヶ月	
↓	
323,333円	…所得階層区分VII

所得階層区分表

高齢者向け
優良賃貸住宅

※この所得階層区分
により入居者負担
額が決定されます。

地域優良賃貸住宅
(高齢者型)

所得階層区分	世帯所得月額(円)	所得階層区分	世帯所得月額(円)
I	0~123,000	V	200,001~238,000
II	123,001~153,000	VI	238,001~268,000
III	153,001~178,000	VII	268,001~601,000
IV	178,001~200,000		

所得階層区分	世帯所得月額(円)	所得階層区分	世帯所得月額(円)
I	0~104,000	V	158,001~186,000
II	104,001~123,000	VI	186,001~214,000
III	123,001~139,000	VII	214,001~487,000
IV	139,001~158,000		

本人						同居者			その他			契約書発送	契約書締結	入居説明会	備考		
申込書	住民票謄本	所得証明書				保険証写し	住民票謄本	所得証明	保険証写								入居希望日 /
		所得証明	源泉徴収	支払証明	確定申告書												

高齢者向け優良賃貸住宅・地域優良賃貸住宅(高齢者型) 申込書

栃木県住宅供給公社
理事長様

平成 年 月 日

私は、高齢者向け優良賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅(高齢者型)制度に基づく入居のご案内の条件を承知のうえ、入居を希望しますので本書のとおり申込みいたします。なお、この申込み書の記載内容が事実と相違するときは、入居決定が取り消されても異議がないことを誓約いたします。

太線の内側を記入して下さい。

申込み住宅名	高齢者向け優良賃貸住宅・地域優良賃貸住宅(高齢者型)	敷 金	円
申込み希望 住戸番号	号室	入居者負担金	円
駐車場使用希望	無 ・ 有 (台)	共 益 費	円
		駐車場使用料	円
		緊急通報サービス	円

申 込 者	ふりがな 氏 名	印	生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳)
	現住所	〒 (-) 郡市 県 電話 ()		
	勤務先 所在地	会社名 〒 (-) 郡市 県 電話 ()		
身 元 引 受 人	ふりがな 氏 名	申込者との関係	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
	現住所	〒 (-) 郡市 県 電話 ()		
	勤務先 所在地	会社名 〒 (-) 郡市 県 電話 ()		

入居する家族名	氏 名	年 令	続 柄	勤 務 先	年 収	摘 要
	1. 申込本人			本人	_____	円
2. ふりがな ()					円	

本人の所得金額	同居者の所得金額	控除額合計金額	世帯の所得月額	所得階層区分
(+)	-	=	÷12	

日常生活自立状況申立書

1. 申込み本人及び入居予定者における現在の健康状況について

(氏名及びあてはまる箇所に○を書き込んで下さい。)

氏名	続柄	年齢	健康状況	介護認定
	本人		良好・通院・入院	無・要支援・要介護(級)
	入居予定者		良好・通院・入院	無・要支援・要介護(級)

2. 申込本人及び入居予定者における身心状況について

(あてはまる箇所に○及び内容を書き込んでください。)

項目	申込本人	入居予定者
障害がありますか。 ・障害の部位 ・障害の程度	ある・ない	ある・ない
・身障者手帳番号	第 級	第 級
・補装具の使用	必要・不要	必要・不要
・補装具の種別		
病気がありますか。 ・病気の種類 ・日常生活の状況	ある・ない	ある・ない

3. 申込本人及び入居予定者における今までの生活状況について

(あてはまる箇所に○をつけてください。)

項目	申込本人	入居予定者
外出による買い物等	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
身の回りのこと	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない

・上記で「できない」項目については今までどのようにされてきましたか。

外出による買い物等		対応状況
申込本人		
入居予定者		
身の回りのこと		対応状況
申込本人		
入居予定者		

4. 申込本人及び入居予定者が入居した場合の生活について

(あてはまる箇所に○をつけてください。)

項 目	申 込 本 人	入 居 予 定 者
①食事の支度など炊飯全般	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
②買い物など外出等	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
③食事をとる	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
④居住内トイレでの排泄	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
⑤居住内での入浴	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
⑥掃除・洗濯など身の回り全般	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない
⑦居住の出入り	・一人のできる ・できない	・一人のできる ・できない

・上記で「できない」項目については今後どのように補うつもりですか。

①食事の支度など炊飯全般		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		
②買い物など外出等		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		
③食事をとる		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		
④居住内トイレでの排泄		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		
⑤居住内での入浴		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		
⑥掃除・洗濯など身の回り全般		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		
⑦居住の出入り		対 応 状 況
申込本人		
入居予定者		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

申込み本人 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 _____

入居予定者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印 _____

申込みに必要な書類(提出された書類は一切お返しいたしません。)

1. 高齢者向け優良賃貸住宅・地域優良賃貸住宅(高齢者型)申込書

2. 日常生活自立状況申立書

- 同居される方全員分必要です。
- 別紙の指定様式に楷書で分かりやすく記入してください。

3. 住民票謄本(家族全体) ※本籍、続柄記載のもの(発行日から3か月以内のもの)

- 婚約の状態で申し込む人の場合
婚約者の住民票謄本と婚約証明書(様式は公社に請求してください)を提出してください。
- 内縁関係にある方で申し込む場合戸籍謄本を提出してください。

4. 所得に関する証明書 ※申込み世帯で収入のある方全員の分になります。

A 昨年1年間現在の勤め先で勤務(現在の継続中の事業)をしていた方

前年分住民税決定の所得証明書 (市区町村によって名称が異なります)	⇒	前年分の所得及び扶養関係の確認ができるもので <u>市区町村窓口発行のもの</u>	又は	前年の源泉徴収票 前年分所得税確定申告書の控え	⇒	給与所得者の方は源泉徴収票
毎年6月から12月に申込みを行う場合				毎年1月から5月までの期間に申込みを行う場合	⇒	給与所得者以外の方は前年分所得税確定申告書の控(税務署受付印のあるもの)

B 前年の1月2日以降に現在の勤務先に就職した方、事業を開業した方

- 給与所得者は給与支払い証明書、事業所得者は収支明細書(1ヵ月以上の実績のもので、申込前月からさかのぼって最長1年分のもの、給与支払い証明書については様式がありますので公社に請求してください。)

C 年金収入のみの方

- イ. 前年中に1年分の年金を受給された方で、前年の1月2日以降申込み日現在まで額が改定されていない方
 - 6月から12月までの申込みの場合……前年分住民税決定の所得証明書
 - 1月から5月までの申込みの場合……前年分の源泉徴収票あるいは確定申告書の控え
- ロ. 前年途中から年金を受給開始された方、又は前年の1月2日以降額が改定された方
最新の年金額がわかる年金証書の写し・年金裁定通知書の写しなど

5. 健康保険証の写し

6. その他(該当者のみ)

- 保険証で扶養関係が確認できない場合……無職無収入証明書
- 退職して間もない場合……退職証明書(勤務先発行のもの)又は、
離職票(職業安定所発行)
- 身体障害者世帯の方は……身体障害者手帳の写し
- 外国人の申込みは……外国人登録済証明書
- その他公社が必要とする書類

お申込みから入居までの手続き

入居申込み

- 申込み場所
栃木県住宅供給公社
本社住宅管理部
(午前10時から午後4時まで)
- 申込み方法
受付窓口へ本人と同居人が持参

※申込み上の注意

- ① 申込みできる住戸を必ず事前に、公社に確認してください。
- ② 記入もれ、書類の不備等の場合受付出来ませんので良く確認の上お申込みください。
- ③ 申込み時「日常生活自立状況申立書」により面接させていただきますので入居者全員で来社下さい。

資格審査

↓ 随時の場合

↓ 公募の場合

契約説明会

- ① 賃貸借契約に関すること
- ② 敷金納入に関すること
(賃貸借契約締結までに納入)
- ③ 入居までのスケジュール
※賃貸借契約締結までに認定事業者の指定する民間事業者に緊急対応サービスの申込を行っていただきます。

公開抽選会

1住戸に2名以上の申込みがあった場合は、住戸ごとに当選者の決定をします。

入居説明会

- ① 賃貸借契約の締結
- ② 住戸等の鍵渡し
- ③ 重要事項の説明
- ④ 設備等使用説明

入居(毎月1日)

14日以内に入居してください。



TJKK 栃木県住宅供給公社

〒320-0024 栃木県宇都宮市栄町1-15 栃木県開発センタービル3F

TEL 028-622-0461 FAX 028-622-0073

URL : <http://www.tjkk.or.jp>